

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

次の(1)・(2)ともに、世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は給付の対象外となります。

## (1) 住民税非課税世帯等

### ・対象

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

### ・手続き

対象と思われる世帯に対し、必要書類を順次郵送いたします。同封の記入例を参考に「**対象要件に合致しているか**」ご確認いただき、給付対象となる場合のみ必要書類を提出してください。

### ・令和3年1月2日以降に転入された場合

令和3年度分の住民税均等割が非課税かどうか、前住所地に照会します。確認が取れ次第、順次、必要書類を送付いたします。

## (2) 家計急変世帯

### ・対象

令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、非課税世帯となる水準以下である世帯

### ●非課税世帯水準の判定方法●

令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入を年収に換算(12倍)して判定します。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	93.0万円以下	38.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	137.8万円以下	82.8万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.4万円未満	110.8万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	210.0万円未満	138.8万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	250.0万円未満	166.8万円以下
障害者・寡婦・ひとり親の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象外です。

※「(1) 住民税非課税世帯等」の給付金を受けた世帯、または他の市町村で一度給付を受けた世帯は対象外です。

※基準日(令和3年12月10日)に同一世帯だった親族が基準日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合(世帯分離)は、同一世帯とみなします。

### ・手続き

申請が必要となります。申請書類が必要な方は総務課にお越しいただくか、ご連絡ください。

▶問合せ 【制度について】内閣府コールセンター☎0120-526-145(9:00~20:00)

【申請について】神崎町役場 総務課☎②2111 (9:00~17:00／土日・祝日除く)